

放課後児童支援員の資格に関する意見書

放課後児童クラブは、労働等により日中保護者が不在である家庭の子どもが放課後や学校の休業日を過ごす生活の場として、子どもの健全な育成を図るものです。令和2年3月、新型コロナウイルス感染拡大防止による小学校臨時休業が実施された折、放課後児童クラブは保育所等と同様に厚生労働省による開所要請を受け夏休みなどの長期休暇中と同様に午前中から児童を受け入れました。こうしたことから、放課後児童クラブは子どもたちの安全な生活を保障する社会基盤であるという認識が共有されたように考えられます。

そのような中で、子どもたちが安全に安心して過ごせる場として子どもの健全な育成を図ることを保障するためには、子どもの発達段階やその特性を理解し、子どもに関わるために必要な基礎知識や専門知識及び技能を備えた支援員は必要不可欠な存在です。児童を健全に育成するという目標を共有する高等教育機関と連携することができれば、学卒者が放課後児童支援員の資格を持って現場で仕事に就くことができ、知識と技能を兼ね備えた有資格者の確保が図られ、ひいては放課後児童健全育成事業の全体的な質の向上につながるであろうと考えます。

こうした観点から、国におかれては、下記事項を実現されるよう要望いたします。

- 1 放課後児童支援員資格を取得する養成課程を、高等教育機関における教育課程に整備すること及び必要な法令を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和2年12月4日

長 崎 市 議 会